

## 第六節 自然公園と温泉

### 第一項 自然公園

自然公園法 昭和二十四年に「国立公園法」(昭六・四・二法三六)が改定(昭二四・五・一九法八四)され、国立公園のほかこれに次ぐ優れた景観を有する地域として、国立公園制度

が導入された。このように国立公園制度が拡充される一方で、都道府県でも、都市公園ではなく、優れた自然景観を有する地域を指定し、その地域での自然改変を伴う行為を規制することのできる公園(いわゆる「地域制公園」)を設けたいとする要望が出てきた。しかし、都道府県が条例により土地の公用制限を課すことは、「地方自治法」(昭二二・四・一七法六七)上も根拠がなく、国立公園法にも都道府県の自然公園についての規定がないため、困難であった。そこで、この問題を法的に解決するため、国立公園法の見直しを行うおうとする機運が高まってきた。

また、国立公園法が戦前の立法法であるため国立公園に国立公園に関する規定を準用しているなど形式面に不備があったほか、内容的にも国立・国立公園の制度を我が国の戦後の社会経済状況に適合させるために、同法の全面的見直しを行うことが必要となったのである。

すなわち、(ア)国立公園、国立公園及び都道府県立自然公園はともに目的を一つにする自然公園でありながら、国立・国立公園と都道府県

立自然公園とは法令の根拠を異にしていること、(イ)国立公園は、国立公園に準ずる地域として国立公園に関する規定が一部準用されるにすぎず法的には極めて不備であること、(ウ)条例に基づき私有地を都道府県立自然公園区域に指定し、これに公用制限を課すことは法律上疑義があることなどから、自然公園制度の体系的整備が要望され、幾多の議論が重ねられた。

まず、昭和二十六年一月、厚生省主催の全国公園関係主管課長会議において「自然公園法案要綱」が公開の席上で初めて討論された。その後、国立公園審議会に対する諮問を経て、昭和二十六年末、第一次自然公園法案が作成された。しかし、建設省が所管する都市公園との調整がつかないまま、ついにその年の国会に提出するには至らなかった。ようやく、昭和三十年に至り、都市計画上の公園については建設省が都市公園法を制定して所管することで協議が成立した。これによりまず昭和三十一年、第二四回国会に都市公園法案が提出され、可決・成立の後、「都市公園法」(昭三一・四・二〇法七九)が制定された。次いで「自然公園法案」は、昭和二十六年以来六年の歳月を経て、昭和三十三年、第二六回国会に上程され、同年五月十八日、成立の後、同年六月一日法律第一六一号をもって公布、十月一日をもって施行された。

自然公園法の内容は、次のとおりであった。

一 国立公園に関する制度を整備したこと。すなわち、(ア)「特別地域」と「特別保護地区」における行為規制を強化したこと、(イ)「普通地域」における禁止・制限・措置命令に関する規定と「利用のための規制」に関する規定が設けられたこと、(ウ)国立公園の管理強化の規定、「財産権の尊重及び他の公益との調整」、「土地調整委員会の裁定」

二 国定公園を国立公園に準ずる自然公園として明確に位置づけ、風景の保護・利用の増進に関する事項全般について、ほぼ同様に規定した。すなわち、(ア)国定公園の指定は、厚生大臣が都道府県知事の申し出により行うこと、(イ)公園計画のうち、保護利用上重要なものは、厚生大臣が都道府県知事の申し出により決定し、その他は都道府県知事が決定すること、(ウ)公園事業の決定は都道府県知事が行い、その執行は都道府県知事が原則として行うこと、(エ)特別地域・特別保護地区における許可、普通地域における禁止・制限・措置命令は、都道府県知事が行うこと。

三 都道府県立自然公園の保護と利用規制について必要な規定を設けたこと(ただし、特別保護地区制度は設けられなかった。すなわち、(ア)保護及び利用は、国立・国定公園に関する規則の範囲内において行うこと、(イ)他産業及び国の行政との調整のため、重大な制限が課せられる特別地域の指定は、国の地方行政機関との協議を要し、鉱業及び採石業については土地調整委員会への裁定申請の途が開かれたこと、(ウ)都道府県立自然公園行政の適正な執行を図るため、厚生大臣の助言勧告制度が設けられたこと、(エ)罰則は、国立・国定公園において課しうる範囲内にとどめること。

これにより、自然公園の基本的な体系整備はほぼ終了することとなった。

自然公園における  
野外レクリエーション  
施策の充実

戦後の混乱期を経て、我が国の国民生活が安定を取り戻した昭和二十年後半から昭和三十年代初めにかけて、勤労者・青少年層の観光旅行(当時ソ

ーシャルツーリズムと呼ばれた)型の野外レクリエーションに対する志向が高まった。

これを受けて、自然公園行政の上では、野外レクリエーション施策として、(ア)都市近郊における国定公園の指定、(イ)都道府県立自然公園の自然公園体系への包含、(ウ)公園内の集団施設地区や公共施設の整備、(エ)昭和二十五年以来の「自然に親しむ運動」の実施、その一環として昭和三十四年からは「国立公園大会(後の自然公園大会)」の開催などが展開されていった。

一方、宿泊休養施設としては、昭和三十一年に「国民宿舎」が、また、昭和三十五年には「国民休暇村」がそれぞれ誕生した。国民宿舎は、地方公共団体が自然公園や休養地・景勝地に建設する、低廉で清潔な、宿泊定員一〇〇名程度を規準とする宿泊施設で、厚生年金保険積立金の還元融資及び後には国民年金積立金特別融資を得て、建設された。この国民宿舎は、昭和三十一年に始められてから、時代の要請に呼応して年とともに急増し、昭和三十八年には、全国一二七施設(収容定員約一万三、〇〇〇人)、年間利用者数約二〇〇万人に達した。このように国民宿舎構想も軌道に乗った昭和三十五年、新たに「国民休暇村」構想が生まれた。これは、自然公園内に国が土地の管理権をもつて公共施設を整備する一方、宿泊施設等の有料施設は、適当な実施機関が財政投融資(低利資金)を得て整備し、低廉な料金で利用できる理想的な集団施設地区を建設するものであった。昭和三十六年十二月には、運営主体として財団法人国民休暇村協会が設置された。なお、これらを契機に昭和三十七年七月、国立公園部に休養施設課が設置された。

昭和四十年代に入ると、国民のレクリエーション志向は、宿泊利用はもとより日帰り型も多くなったので、昭和四十二年には、日帰り休養施設として地域住民の利用をも考慮した「国民休養センター」の建設が始まった。この国民休養センターは、特別地方債(厚生年金保険積立金、国民年金積立金の還元融資による地方債)をもって建設された。

更に、昭和四十四年度からは、国民休暇村の第二期計画が始まった。これは第一期計画が完了しつつあったことと、その後の国立・国定公園数の増加に伴い、全国から強い建設要望があつたことによる。

**自然公園制** 昭和三十年代の自然公園行政は、野外レクリエーション、度の基本的 宿泊休養施設の整備に著しい進展がみられ、昭和三十九年度の展開 年七月には、国立公園部が国立公園局に昇格した。この

ような時期に厚生省は、昭和四十年代に向けて自然公園行政のよりいっそうの発展を図るため、長期的な社会経済の変動を予測した抜本的施策を講ずる必要があるとの判断から、昭和四十年十一月、自然公園審議会に対し自然公園の基本的問題に関する諮問を行った。

審議の過程で、この諮問に対する検討には相当の日時を要することが予測されたので、まず昭和四十一年八月に、当面措置を要する施策について中間答申が行われた。その内容は、(ア)自然公園内の保護の規制強化とこれに伴う民有地の買上げ、(イ)自然公園利用のための公共施設の整備、有料公共施設建設のための事業団方式の検討、都道府県立自然公園への助成、(ウ)国立公園管理機構の充実と権限の強化、国定公園の管理機構の充実、(エ)自然保護憲章等の制定など自然保護思想の徹底、といったものであった。

その後、更に審議が重ねられ、昭和四十三年四月、自然公園審議会

から厚相に最終答申(「自然公園制度の基本的方策に関する答申」)が行われた。この答申は、「総説」と「当面の基本的施策」の二部から構成された。総説においては、(ア)経済成長に伴う各種の国土開発により、自然環境が失われているので、自然の保護・復元を図る必要があること、(イ)自然探勝・観察などの新しいレクリエーション形態の普及、青少年教育、老人対策としての野外レクリエーションが必要であること、(ウ)土地利用の多様化により、地域制公園管理が難しくなっていること、(エ)管理体制の強化、土地の公有化、自然公園の量的拡大と新たな野外レクリエーションの場の確保が必要であること等が述べられた。

一方、当面の基本的施策においては、(ア)都市周辺の国定公園の指定、自然環境の残された土地における休養地の造成、海中公園・道路公園等の密度の高い自然公園等の確保、(イ)地域分類法の導入等の公園計画の確立、(ウ)民有地買上げ制度の拡充、「自然保護区」の制度創設など自然公園の保護の強化、(エ)各国立公園における管理事務所の設置、自然公園指導員制度の強化など管理体制の充実、(オ)自然公園の美化清掃、(カ)歩道網・自然研究路・自然教育・低料金の休養施設の整備など自然公園の利用の増進、(キ)「自然保護憲章」の制定など自然保護思想の徹底、が提言された。

#### 海中公園制 度の創設

我が国は海岸線が長く、暖流系の黒潮・対馬暖流と寒流系の親潮に洗われていることから、亜熱帯区の熱帯魚の群遊するサンゴ礁景観から温帯区を経て亜寒帯区の海藻林景観まで、海中動植物の種類も多く、極めて変化に富んでいる。昭和四十年代前半は、高度経済成長の最盛期にあつて、国土開発は一日と進んでいった。特に海岸部における開発の度合いは著しく、早急

な保全対策が望まれていた。

海洋生物の保護については、昭和三十七年の第一回世界国立公園会議で、「海中公園又は保護地の設定」が勧告され、昭和三十九年には財団法人日本自然保護協会が、また、昭和四十一年には厚生省国立公園局が調査研究を進めていた。昭和四十三年四月の、自然公園審議会の「自然公園制度の基本的方策に関する答申」の中にも現行の自然公園体系の新施策として海中公園制度の導入がうたわれていた。

これらを受けて、海中公園制度創設の機運は高まった。厚生省では昭和四十三年、国立公園部長の私的諮問機関として「海中公園懇談会」を設け、海中公園制度について意見を求めた。この結果、海中公園の位置づけとして、我が国の海中景観の規模や主として水産業との調整上、「海中公園法」のような新規の立法措置は採らず、自然公園法の中に特別保護地区（海中公園地区）として位置づけることとなった。この自然公園法の改正案は、昭和四十三年三月五日、参議院先議で国会に上程されたが、諸般の事情で廃案となり、あらためて次期国会に提出され、昭和四十五年五月十六日法律第六一号をもって公布・施行された。

自然公園は、こうした制度の充実整備が図られた結果、戦前にはわずか一二の国立公園であったものが、昭和四十六年、環境庁の設置（昭四六・五・三二法八八）に伴い所管事務が移管される時点では、国立公園二三、国定公園四四、都道府県立自然公園二七九を数え、その合計面積は、国土面積の一三・二%を占めるに至った。

また、国立公園における現地管理業務体制についても、昭和三十五年に日光、昭和三十七年に富士箱根伊豆、昭和四十三年に阿蘇、昭和

四十四年に阿寒、昭和四十五年には十和田八幡平及び瀬戸内海と計六か所の国立公園管理事務所が逐次設置されるとともに、主たる国立公園の三一地区には国立公園管理員が配置されるまでになった。

## 第二項 温泉

昭和三十二年の「温泉法」（昭三三・七・一〇法一二五）の国民保養温泉地の指定

制定以後、温泉の掘削の許可制により温泉の適正利用が図られてきた。昭和二十九年十月十一日には、温泉法第一四条に基づいて、最初の「国民保養温泉地」として、青森県酸ヶ湯温泉、栃木県日光温泉、群馬県四万温泉の三か所が指定された。この「国民保養温泉地」のねらいは、(ア)他の温泉地のモデルとなるような将来性のある優れた温泉地を選んで指定すること、(イ)一定の計画に基づいて、当該温泉地における温泉を保護し、その利用の合理化を図り、これにより温泉の乱掘等を防止すること、(ウ)国民のだれもが気軽に利用のできるいわゆる湯治場の保養温泉を確保し、これを更によりよいものに整備、改善することというものであった。

国民保養温泉地の指定は、温泉の効能、湧出量、温度や温泉地の環境について一定の条件を有するものについて行われた。国民保養温泉地の指定と並行して、利用者が温泉を素朴な休養や療養本意に利用できるよう、温泉地の区域、地割、温泉利用施設、環境整備等の温泉地計画が定められた。昭和二十九年以降、昭和四十六年の環境庁設置までに計五二か所の国民保養温泉地が指定された。

# 一 厚生運動

## 1 日本厚生協会

資料 1

### 第一回日本厚生大会要項

東京市

昭和十三年十一月上旬

#### 第一回日本厚生大会要項

日本厚生協会。  
(一九三八・一一)

主催 日本厚生協会  
東京市  
後援 厚生省  
文部省

#### 目次

第一回日本厚生大会趣意書

- 一 大会計画
- 二 大会日程一覽表
- 三 分科会報告者氏名
- 四 大会準備委員氏名

#### 附 則

- 一 日本厚生協会会則
- 二 日本厚生協会加盟団体並役員氏名

#### 第一回日本厚生大会趣意書

凡ソ厚生運動ノ目標ハ国民ノ日常生活ヲ刷新シ特ニ余暇ノ善用ニ意ヲ注ギ健全ナル慰樂ヲ勸奨シ心身ノ錬磨ニ資シ情操ヲ醇化シ以テ国民親和ノ美ヲ挙グルニアリ、之レ畢竟国民ノ資質ノ向上ヲ図リ日本ヲ涵養スル所以ニ外ナラス

惟フニ我国ハ現下未曾有ノ非常時局ニ際会シ拳國聖戰ノ遂行ニ邁進シツツアリ事變ノ長期態勢化ニ伴ヒ今ヤ人的資源ノ確保ハ国家緊切ノ問題トナレリ。此ノ秋ニ當リ適正ナル国民厚生ノ途ヲ講ジ人的資源ノ培養育成ヲ図ルハ国家百年ノ大計ニ副フ所以ノモノナルノミナラズ亦正ニ後國民ノ重大ナル責務ナリ

仍テ之ガ根本的実行方法ヲ討議検討シテ国策ニ寄与スト共ニ之ヲ国民ニ周知セシメンガ為メ本大会ヲ開催スルモノナリ

#### 一 大会計画

一 日 時

会 議 二日、三日

資料3

国民厚生方策に関する緊急対策案 厚生

省 (一九四一・一二・二〇)

国民厚生方策ニ関スル緊急対策案

第一 趣旨

国是遂行ノ原動力ハ国民ニシテ、国力振張、真ノ根基ハ人ニ在リ。故ヲ以テ国策ノ樹立遂行ニ当ツテハ、常ニ国力ノ根基ヲ培養スルニ意ヲ用ヒ居ルトコロナリト雖モ、此ノ際特ニ、厚生諸施策ノ一大刷新強化ヲ図リ、又適正ナル厚生事業ヲ大イニ振興シテ、国民ノ資質、体力ノ向上ニ資スルコトハ、特ニ喫緊ノ要務タリ。仍ツテ茲ニ、国民厚生ニ関スル緊急対策ヲ樹立シ、速ニ其ノ実施ヲ図ルモノトス

第二 方針

- 一 万般ノ政策ノ樹立遂行ニ当リテハ、物ニ備スルコトナク、人本位ノ見地ヲ強力ニ採リ入レ、又根本国策ノ指向スルトコロヲ愈ミ善ク国民ニ知ラシムルノ方策ヲ講ジ、以テ国民生活ニ歓喜ト希望トヲ有タラシムルコト
- 二 地方及業態ノ実情ニ即応シタル適正ナル厚生事業ヲ大イニ興シ、其ノ目標ヲ国民ノ資質、体力ノ増強、勤勞後ノ体力恢復ニ置キ、以テ国民生活ノ明朗化、心身鍊成ノ促進ニ資スルコト

- 3 国民生活ニ歓喜ト希望トヲ有タシムルコトニ重点ヲ置クコト
- 4 国民厚生団ノ事業運営ニ必要ナル指導啓発ノ第一線ノ事務ハ、主トシテ現存スル関係団体、専門家、経験家等ヲ総動員シ其ノ力ヲ綜合シテ、其ノ奉仕ニ依ルモノトス
- (三) 既存ノ厚生事業諸団体ハ、必要ニ応ジ国民厚生団ニ統合シ又ハ其ノ事業ノ運営ニ付本団ノ統制ニ服セシムルモノトス
- 二 既存ノ各種社会保険ヲ拡充強化シ、必要ニ応ジテハ之ヲ統合整備シテ、原則トシテ全国民強制加入ノ国民厚生保険制度ヲ確立シ、国民厚生団ニ出資セシムルコト
- 三 厚生諸施設ノ劃期的刷新強化ヲ図リ、必要ニ応ジ行政機構ノ整備拡充ヲ図ルコト

国民厚生団ノ設置要領

戦時下国民生活ノ安定ヲ計リ、進シテ国民ノ資質、体力ノ向上ヲ期シ、以テ一億一心勇躍時艱克服ニ邁進セムガ為ニハ、厚生行政上国家並ニ公共団体ノ施設ト並行シ、強力ナル民間団体ヲ組織シ、其ノ創意ト自由ナル活動力トヲ充分ニ發揮セシメ、法制上並ニ組織上兎角劃一的ニ流レト急臨機ノ措置ヲ採ルコト困難ナル政府行政ノ欠陥ヲ補填スルコト最モ肝要ナリ。仍テ、法律ニ基キ、左記要領ニ依リ、国民厚生団(仮称)ヲ設立セムトス。

- 三 現行医療制度ヲ根本的ニ刷新改善シテ、医療ノ国民各層ニ行キ亘ル合理的普及ヲ徹底シ且適正の確ナル疫病防疫対策ヲ講ジ、以テ国民ヲ善ク病弱ニ依ル生活苦ヨリ解放スルコト
- 四 特ニ青年ニ目標ヲ置キタル総合的結核対策ヲ強化徹底シ、以テ健兵、健民ノ根源ヲ愈ミ鞏固ニスルコト
- 五 乳幼児死亡率ノ著減、流早死産ノ防止ニ目標ヲ置キテ母性及乳幼児ノ保健対策ヲ強化徹底シ、以テ皇国発展ノ根柢ヲ愈ミ鞏固タラシムルコト

第三 措置

叙上ノ方針ヲ急速ニ達成スルタメ、差当リ、左ノ措置ヲ採ルモノトス

- 一 国民厚生団(仮称)ヲ創設スルコト
  - (一) 国民厚生団ハ政府ノ行フ基幹的、平準的施設運営ニ照応シテ適正ナル厚生事業ヲ振興シ、政府ノ施策ト相俟ツテ国民ノ資質、体力ノ増強、勤勞後ノ体力恢復等ノ厚生諸施策ノ徹底ニ資シ、以テ国民生活ノ明朗化、心身鍊成ノ促進ヲ図ルヲ以テ目的トス
  - (二) 国民厚生団ノ事業運営ニ当リテハ、特ニ左ノ点ニ留意スルコト
    - 1 厚生施設ハ皇国本来ノ大自然ヲ活用スルコトニ主眼ヲ置キ、且地方及業態ノ実情ニ即応スルモノタラシムルコト
    - 2 休息ハ安逸ニ非ズシテ、勤勞後ノ体力ヲ恢復シ明日ノ活動ニ備フルタメノモノトスルノ生活慣習ヲ確立ヲ図

- (一) 国民厚生団ハ、政府並ニ公共団体ノ行フ厚生施設ニ照応シ、適正ナル厚生事業ヲ振興シ、国民生活ノ明朗化ヲ計リ、心身鍊成ノ促進ヲ図ルヲ以テ目的トスルコト。
- (二) 国民厚生団ノ資金ハ、政府地方公共団体特別会計、保険組合並民間ヨリ資出スルコト。
- (三) 国民厚生団ノ事業範囲ハ、相当広範囲ニ亘ラシメ、各々が積極的ニ之ヲ援助協力スルコトトシ、尙弊害ノ生ゼザル限り事業上収益ヲ認メ事業ノ進展ヲ計ラシムルコト。
  - (1) 厚生施設ノ建設経営
  - (2) 栄養資材対策
  - (3) 消費協同団体ノ組織
  - (4) 住宅改善施設
  - (5) 健全娯楽施設
  - (6) 其他
- (四) 地方ニ国民厚生団ノ支部ヲ置クコト
- (五) 事業財源
  - (1) 資金ノ利用
  - (2) 資金利子
  - (3) 国、公共団体ノ補助金
  - (4) 厚生債券、厚生富籤券等ノ発行
  - (5) 寄附金
  - (6) 事業収入
- (六) 国家ノ助成
  - (1) 国有地並ニ国有林ノ提供
  - (2) 国立公園法上ノ事業許可

- (3) 資材ノ特配
- (4) 租税公課ノ減免
- (5) 其他
- (4) 既存厚生事業団体ハ必要ニ応シテ之ヲ統合ス

国民ノ厚生施設ノ概目案

一 概 目

- (一) 国土愛ヲ深化スルノ施設
 

国民ヲシテ皇国本来ノ大自然ニ親シマシム、以テ皇国ニ生ヲ受ケタルノ幸福ヲ体得セシム、兼テ暖国ノ住民ガ寒国ヲ知ラザルガ如キコト無カラシム又都市ノ住民ガ瑞穂ノ国民トシテ土ニ親シムコトヲ忘ルルガ如キコト無カラシム

例ヘバ、国立公園ノ大活用(山ノ家ノ施設)、国史深省ノ機縁タル地ノ利用(統制アル聖地巡回ノ施設)、歓喜力行ノ趣意ヲ以テスル行事、見学旅行等ノ誘導(青年宿泊所ノ設置、農民旅行団ノ組織、市民農園ノ経営)
- (二) 海洋ニ親シマシムルノ施設
 

海国大日本ノ国民ヲシテ益々海洋ニ親シマシム、以テ海外勇飛、波濤征服ノ気魄ヲ振起セシム

例ヘバ、国民皆泳ノ奨励(海ノ家ノ施設、海技ノ訓練(海洋訓練場 海洋競技場ノ施設))
- (三) 大空征服ノ気魄ヲ培養スルノ施設
 

例ヘバ、グライダー、落下傘訓練ノ施設並ニ助成

- (四) 東亜建設ノ気魄ヲ振起セシムルノ施設
 

東亜諸民族ノ指導者タルノ気概ヲ国民ノ総テガ体得スルガ為ニハ、百聞一見ニ如カズ、現地視察ノ機会ヲ能ク限リ多クノ国民ニ供与スルコトハ緊要ナリ

例ヘバ、勤勞国民ニ適度ノ休暇ヲ与ヘ、最モ安直ニ現地視察団ノ施設(専属船、現地紹介ノ文化映画)
- (五) 休閑時ヲ活用セシムルノ施設
 

休息ハ安逸ニ非ズシテ、勤勞後ノ体力ヲ恢復シ、明日ノ活動ニ備フ為ノモノトスルノ生活慣習ヲ確立スルコトハ、就後必要産業ノ生産能率増進並ニ国民体位向上等ノタメ緊要ナリ

例ヘバ、大都市附近ノ景勝地(例ヘバ大島)利用ノ綜合的厚生施設ノ経営、健全慰樂ノ施設及助成、情操陶冶ノ施設及助成、体位向上ノ施設及助成
- (六) 国民保養及保育ノ施設
 

例ヘバ、温泉場ノ活用、児童遊園ノ経営、託児保育ノ施設ノ綜合的経営
- (七) 日常生活ノ煩瑣不安ヲ解消スルノ施設
 

生活必需品ノ配給ガ商人ノ手ニ委セラレタル現状ヲ以テシテ到底日常生活ノ煩瑣不安ヲ解消スルコト殆ンド不可能ノコトニ屬スト是料セララルルヲ以テ、各町内会、部落会單位ニ厚生組合ヲ作ラシム、之ト高的配給機關トノ連繫ヲ緊密ナラシムルノ施設ヲ為ス。又必要ニ応ジテハ殘屑ヲ蒐集利用スルコトニ依ル養豚、養鶏等ノ事業ヲ經營シ食糧政策ニ寄与セシム

二 方 法

- (一) 日光観光協会、国立公園協会、温泉協会ヲ統合スルコト
- (二) 既存ノ巡回演劇団ヲ統合新編成スルコト
- (三) プレイガイドヲ統合経営スルコト
- (四) 夏季各種新聞社、軌道会社又ハ団体等ニ於テ経営スル「海ノ家」、「山ノ家」ノ事業ヲ總テ統合経営スルコト
- (五) 代表的劇場等ヲ所有経営スルコト
- (六) 私營劇場、映画場、寄席及旅館等ト連鎖契約ヲ為スコト
- (七) 温泉ノ統制
- (八) 産報、商業組合、産業組合、壯年団、青年団等ト連絡ヲ緊密ニスルコト
- (九) 芸能関係者ノ勤勞報國運動ノ指導
- (十) 十二月ヨリ二月ニ至ル三月間冬期救済運動(捐金募集)ヲ強力ニ、全国的ニ統一シテ実施スルコト

資料4

厚生運動指導者懇談会 日本厚生協会

(一九四二・一〇)

昭和十七年十月二十四日開催

厚生運動指導者懇談会

日本厚生協会

はしがき

大東亜戦争下国民厚生運動の重要性は一面戦争、一面建設の現段階に処し、益々喫緊の要務となりたるを以て、当協会では去る十月二十四日厚生省大会議室に別掲諸氏の御参集を得て、之を強力に展開すべき具体的方策に就き、種々意見の交換を為したが、広く世に訴ふるところ多きに鑑み、今回特に御諒解を得て本書を刊行する次第である。

目 次

挨拶	日本厚生協会 長	伍堂卓雄
挨拶	日本厚生協会 理事	石井政一
役員意見	厚生省生活局 局長	末弘敏太郎
出席者意見	帝國大学 法学部 長	後藤安太郎
	職 域	
	東京厚生協 会	
	富士電機工業株式会社 取締役	

一九四二年のもので推定される。

34 興村読書運動

『産業組合年鑑 昭和十八年版』(産業組合中央会、一九四四年)所収。

35 産報青年隊と輪読会

産報マイクロR一八所収。タイプ印刷。一八ページ。発行年月の記載はないが、『産業報国運動資料目録』(現代史研究会、一九七七年)では一九四二年七月五日発行とされており、また『日刊産業厚生時報』第四一九九号(一九四二年七月八日)が本資料を掲載していることから、一九四二年七月発行と考えられる。表紙には「産業報国青年隊集団錬成資料」「大日本産業報国会編」とある。

36 勤労青少年読書研究会設置に関する要綱(案)

産業マイクロR三〇所収。騰写版印刷。一八枚。発行年月は不明であるが、一九四三年三月以降と推定される。

37 国民読書運動の組織機構(一九四三・一一・二四)

『大政翼賛』第一四〇号(一九四三年二月二十四日)所収。原題は「戦力増強心の糧に——国民読書運動を展開します」。執筆者は、文化厚生部で読書運動を担当した杉森久英と推定される。杉森には後に、国民読書運動をふくめた状況を描いたものとして『大政翼賛会前後』(文芸春秋、一九八八年)がある。

38 大日本図書館協会設立趣意書・昭和二十年事業計画(一九四五・九)

日本図書館協会資料室所蔵『財団法人大日本図書館協会要覧』所収。活版印刷。奥付なし。表紙に「昭和二十年九月」とある。

本文二六ページ。『要覧』には他に「事業目標」「寄付行為」「役員」「昭和二十年予算」「事務局規程」「支部規程」「支部設置準則」「会員規程」が収録されている。なお『要覧』の一部は、『近代日本図書館の歩み 本篇』(日本図書館協会、一九九三年)に収録。前記「中田邦造資料」には、『要覧』の原稿となつたと推定される手書き・タイプ印刷の文書がある。

解説

はじめに

本書は戦時下の文化運動のうち、行政主導の運動という色彩が比較的強い、厚生運動・健民運動・読書運動に関する基本的資料を収録した。これらの運動に関する研究状況や具体的解説は、それぞれの項において述べられており、ここでは簡単に各運動の特徴を紹介することとする。

まず厚生運動とは、本来レクリエーション運動(「娯楽や休養による疲労回復・労働力回復の運動」)の訳語として日中戦争下に登場したものである。この運動は主として大都市と工場方面に広がりを見せたが、その位置づけ方は担い手によって異なっており、そこには余暇の「善用」と健全娯楽の普及という意味に加え、体力の強化、国民精神の昂揚、集団的訓練、能率の向上などさまざまな目的と領域がはらまれるようになった。つまり厚生運動とは、たんなるレクリエーション運動にとどまらない内容をもって展開された、戦時期日本に固有の運動なのである。

ところで、戦時下における「厚生運動」という言葉には、一九四〇年ころから右の意味とは明らかに区別される、もう一つの用法が登場する。それは地方農村や大政翼賛会関係の資料にみられるもので、そこでの「厚生運動」とはもっぱら保健・医療運動をさすものであった(以下この運動を「保健厚生運動」と呼ぶ)。こうした用法は医師の保健運動への進出を説く、医療分野における「革新」運動のなかで登場したもので、やがてこの潮流は大政翼賛会文化部を拠点に医学界新体制運動へと展開し、翼賛会厚生部が文化部から分離独立する直接の前提となった。大政翼賛会における「厚生運



動」という言葉が、もっぱら保健厚生運動をさすものとして用いられた（本資料集第一巻および本書第二部所収の語資料）のは、このような事情にもとづいている。

次に健民運動とは、形式的にいえば日中戦争下に厚生省が展開していた健康増進運動が、アジア太平洋戦争勃発後に名称を変えたものである。そしてこの場合の「健民」という言葉は、小泉親彦厚相（陸軍軍医中將）が用いた「健兵健民」というスローガンを反映したものであった。しかしそれはたんなる名称の変更ではなく、そこでめざされたのは医師・薬剤師・保健婦・産婆・社会事業家・体育家・武道家など国民保健関係者の集中的動員と、彼らを指導者とした国民の健康（生活）管理体制の確立であった。こうした体制は保健厚生運動がめざしたものであり、その意味で健民運動とは国家による保健厚生運動に付与された異称であったといえる。

また最後の読書運動とは、国民の読書生活にたいする積極的指導をおこなうことにより、「国民精神の自覚昂揚及び文化の普及向上」をめざした運動であった。それは優良図書の選定（「図書群」の編成）を通じた図書供給の統制と、人々の「読書会」への組織化を通じて、国民の読書行為そのものに国家的意義を付与しようとしたところに特色がある。またこの運動を中心となって推進したのは図書館関係者であり、いわば図書館界による翼賛運動であった。

なお健民運動と読書運動については、本資料集第一巻に関連資料が収録されており、あわせて参照されたい。

## 一 厚生運動

厚生運動に関する研究は、長らくレジャー・娯楽論研究の文脈でおこなわれてきた。石川弘義氏の研究はその先駆的なもので（『余暇の理論史』、同編『レジャーの思想と行動』日本経済新聞社、一九七三年）、石川氏の監修になる『余暇・娯楽研究基礎文庫集』（全三九巻・別巻一、大空社、一九九〇年）には、厚生運動に関連する戦時期の著作がほぼ収録されている。また厚生運動を正面から扱ったものには、蘭田碩哉「厚生運動の研究——『厚生』の日本」誌の記事分析を通じ

て（『Leisure & Recreation 自由時間研究』三号、一九八九年）、蘭田碩哉・森川貞夫「厚生運動論」（同掲『余暇・娯楽研究基礎文庫集』別巻〔解説〕所収）、蘭田碩哉・辰巳厚子「『厚生』の日本」の記事から見た厚生運動の研究」（『Leisure & Recreation 自由時間研究』一五号、一九九四年）などがあり、『レクリエーション運動の五十年——日本レクリエーション協会五十年史——』（日本レクリエーション協会、一九九八年）もそうした研究成果のうえに執筆されている（戦前部分の執筆担当は蘭田碩哉氏）。これらの研究は、戦後のレジャーないしレクリエーション運動の前史として、厚生運動に着目している。

他方、現代史研究として厚生運動に論及したのは、赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、一九八五年）が最初であり、その後高岡裕之が主として都市行政とのかかわりで、厚生運動の実態を問題とした（『総力戦と都市——厚生運動を中心に』『日本史研究』一九九七年三月）、『戦時下大阪における厚生運動』、広川禎秀編『近代大阪の行政・社会・経済』（青木書店、一九九八年、所収）。また最近、藤野豊氏は日本ファシズムの健康政策を論じるなかで、厚生運動を位置づけている（『強制された健康』吉川弘文館、二〇〇〇年）。これらの研究は前者とは異なり、厚生運動の分析を通じて日本ファシズムないし戦時体制の特徴を探ろうとするものである。

後者の立場からみた場合、厚生運動の研究はなお始まったばかりであり、とりわけアジア太平洋戦争期の実態は未解明とさえいえる。そこで資料の収録にさいしては、比較的好く知られる日本厚生協会に関しては最小限にとどめ、アジア太平洋戦争期における最大の厚生運動団体であった大日本産業報国会に比重を置いた。また厚生運動の広がりの中から生まれたユニークな事例として温泉利用厚生運動を加えた。

### 日本厚生協会と厚生運動

日本厚生協会とは厚生運動の発足にあたり、運動の中核団体として設立された日本最初のレクリエーション団体である。この協会が設立された直接の契機は、第一二回オリンピックの招致決定（一九四〇年東京市で開催予定）とともに、大阪市で第四回世界厚生会議を開催する問題が浮上したことにあつた（世界厚生会議については、資料30の小田倉一「健

民運動論」参照)。世界厚生会議の受け入れ準備は、ベルリン・オリンピック視察の過程でこの運動を知った磯村英一(東京市主事)を中心に進められたが、「厚生運動」がレクリエーションの日本語訳とされたのはこの段階であった。磯村によれば、「或者は『奨健』と名付け、或は『慰安』『慰楽』又は『余暇利用』『余暇善用』等々の名前も出たのであるが、何れも本運動の一部の内容を示すに過ぎない」ということから、設立されたばかりの厚生省にちなんだ「厚生運動」と決定されたという(磯村英一『厚生運動概説』常磐書房、一九三九年)。こうした準備作業を経て、一九三八年四月二八日、日本厚生協会の発起人総会・創立総会が開かれたのである。その設立当初における会則および加盟団体・役員は資料1、設立趣意書は資料2にそれぞれ取められている。

ところで日本厚生協会の設立に関与した人々は、この協会が政府(厚生省)の外郭団体となり、厚生運動が強力に推進されることを期待していた。しかし現実には、一九三八年七月、世界厚生会議が東京オリンピックとともに「返上」されたこともあり、関係者の期待を満たすものとはならなかった。まず日本厚生協会は、厚生省体力局の外郭団体にとどまるものであり(会長には、一九三八年一〇月、佐堂草雄(海軍技術中將・元商工相)が就任、そこで求められたのは体育運動普及の補助的役割にすぎなかった。

また会則にあるように、日本厚生協会はあくまでも、厚生運動「関係団体ノ聯絡協調」と運動の「研究及奨励」を目的とする団体であって、自らが事業をおこなう団体ではなかった。この点に関しては、厚生運動・厚生協会の全国組織網の整備が要望されていたが(資料2の厚生大臣諮問答申・決議を参照)、政府の指示がなされることはなく、地方における厚生協会の広がりは大阪市厚生協会(一九三八年九月創立)など少数にとどまった。

このように日本厚生協会の実態は、厚生運動の「中核団体」というにはあまりにも貧弱なものであり、その機関誌『厚生の日』の創刊もようやく一九三九年一〇月のことである。しかしその一方、「厚生運動が一度日本に紹介せられるや俄に国民の関心は之に集中し、一に厚生に厚生と物産の勢で……厚生運動会、厚生の日、厚生旅行、厚生の家、厚生船、厚生日」などが出現し、「日本の社会は厚生に氾濫の感がある」とまでいわれる状況が現出した(白山源三郎

「我国厚生運動の進展を續つて」『厚生の日』一九三九年一〇月。

こうした現象は、日本厚生協会に加盟した諸団体の活動と、マス・メディアによる注目が相まって生じたものであった。とりわけ熱心であったのは大阪・東京などの大都市であり、これら大都市自治体は第一回日本厚生大会(資料1)を皮切りに、第二回厚生大会(一九三九年一月、名古屋市)、興亜厚生大会(一九四〇年一〇月、大阪市)を主催するなど、成り立ち期における厚生運動の実質的担い手であった(資料4、山田祐治・菊池昌直報告。なおこれら厚生大会については、「第一回日本厚生大会報告書」(日本厚生協会、一九三九年、前掲『余暇・娯楽研究基礎文獻集』第一六巻所収)、『第二回日本厚生大会会誌』(名古屋市、一九四〇年)、『興亜厚生大会記念誌』(興亜厚生大会事務局、一九四二年)を参照されたい。

もともと厚生運動ブームの一面には、戦時下の自粛気運に圧迫された民衆が、そこに娯楽の大義名分を見出した結果という側面もあった。そのため厚生運動の流行については、「従来の慰安、娯楽、遠足等をそのままの名目では、時局柄憚られるから当世流行の厚生といふ外衣を纏へば、天下晴れてやつてのけられる」といつた時局便乗主義者に利用されてゐる」という批判がつけねにつきまとっていたのである(資料4、松村勝治郎報告)。

ところで日本厚生協会の掲げる厚生運動とは、ドイツ労働戦線のクラフト・ドゥルヒ・フロイデ(KdF、いわゆる「歓喜力行団」)やイタリアのドーボ・ラヴォーロ事業団(OND、「労働の後」の意味)の運動を強く意識したものであり、興亜厚生大会には両国代表がわざわざ招聘されている(資料2)。こうした傾向は当時のレクリエーション運動におけるファシズム国家の指導的地位を示すだけでなく、厚生運動それ自身が一種のファシズム運動であったことを示している。そして大政翼賛会が成立し、日独伊三国同盟が締結されると、厚生運動は自らの「重要国策」化を求めつつ、その「大東亜共栄圏」への拡大(一九四二年には満洲国で「東亜厚生大会」が開催される)と、ドイツ、イタリアの運動との提携による「世界新秩序」建設への貢献を決議するのである(興亜厚生大会(第三回日本厚生大会)決議事項「資料2」)。

こうした動きのなかで、厚生運動の国家的位置づけは、しだいに高まるようになる。まず一九四〇年七月には、日本